改　　正　　後	改　　正　　前
「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連　航空編）−通関関係手続−	「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連　航空編）−通関関係手続−
第１章　輸入通関関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・関税法第７条（申告） ・関税法第７条の２（申告の特例） ・関税法第７条の 14 第２項（修正申告） ・関税法第７条の 16 第４項ただし書（更正及び決定） ・関税法第７条の 17（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知） ・関税法第９条の２（納期限の延長） ・関税法第 43 条の３（外国貨物を置くことの承認） ・関税法第 61 条の４（保税蔵置場についての規定の準用） ・関税法第 62 条の３第１項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続） ・関税法第 62 条の 10（外国貨物を置くこと等の承認） ・関税法第 63 条（保税運送） ・関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可） ・関税法第 67 条の２（輸出申告又は輸入申告の手続） ・関税法第 67 条の 19（輸入申告の特例） ・関税法第 73 条第１項（輸入の許可前における貨物の引取り） ・関税割当制度に関する政令第３条第１項ただし書（通関手続等） ・経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第２条第１項ただし書（通関手続等） ・関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書（原産地証明書の提出） ・関税法施行令第 61 条第４項（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類） ・消費税法第 51 条（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長） ・酒税法第 30 条の６第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・たばこ税法第 22 条第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・揮発油税法第 13 条第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・石油ガス税法第 20 条第２項（納期限の延長） ・石油石炭税法第 18 条第２項、第３項、第４項及び第５項（納期限の延長） ・輸徴法第６条第１項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例） ・輸徴法第９条（輸入の許可前における引取り） また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙１（システム処理対象外申告等一覧表）の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。	第１章　輸入通関関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・関税法第７条（申告） ・関税法第７条の２（申告の特例） ・関税法第７条の 14 第２項（修正申告） ・関税法第７条の 16 第４項ただし書（更正及び決定） ・関税法第７条の 17（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知） ・関税法第９条の２（納期限の延長） ・関税法第 43 条の３（外国貨物を置くことの承認） ・関税法第 61 条の４（保税蔵置場についての規定の準用） ・関税法第 62 条の３第１項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続） ・関税法第 62 条の 10（外国貨物を置くこと等の承認） ・関税法第 63 条（保税運送） ・関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可） ・関税法第 67 条の２（輸出申告又は輸入申告の手続） ・関税法第 67 条の 19（輸入申告の特例） ・関税法第 73 条第１項（輸入の許可前における貨物の引取り） ・関税割当制度に関する政令第３条第１項ただし書（通関手続等） ・経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第２条第１項ただし書（通関手続等） ・関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書（原産地証明書の提出） ・関税法施行令第 61 条第４項（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類） ・消費税法第 51 条（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長） ・酒税法第 30 条の６第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・たばこ税法第 22 条第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・揮発油税法第 13 条第２項、第３項及び第４項（納期限の延長） ・石油ガス税法第 20 条第２項（納期限の延長） ・石油石炭税法第 18 条第２項、第３項、第４項及び第５項（納期限の延長） ・輸徴法第６条第１項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例） ・輸徴法第９条（輸入の許可前における引取り） また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙１（システム処理対象外申告等一覧表）の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。
第１節及び第２節　（省略）	第１節及び第２節　（同左）
第３節　特例申告手続 システムを使用して特例申告若しくは特例委託特例申告（以下この節において「特例申告等」という。）を行う場合（特例申告等の訂正を行う場合も含む。）又は複数の輸入許可に係る特例申告等をまとめて行う場合（以下この節において「一括特例申告」という。）は、この節の定めるところによる。 【特例申告等の流れ】　（省略） 【一括特例申告の流れ】　（省略） １から３まで　（省略） ４　特例申告等訂正事項の登録 前記３(1)（特例申告等）により特例申告等を登録した通関業者等が、特例申告等受理後、関税法基本通達７の２－４（期限内特例申告書の訂正）の規定により、特例申告期限日までに特例申告等を訂正する場合は、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により、特例申告等の訂正事項をシステムに登録する。 なお、登録した訂正事項については、「輸入申告変更」業務（業務コード：ＩＤＥ）による特例申告等の訂正を実施するまでの間、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により訂正することができる。 ◎ 留意事項	第３節　特例申告手続 システムを使用して特例申告若しくは特例委託特例申告（以下この節において「特例申告等」という。）を行う場合又は複数の輸入許可に係る特例申告等をまとめて行う場合（以下この節において「一括特例申告」という。）は、この節の定めるところによる。 【特例申告等の流れ】　（同左） 【一括特例申告の流れ】　（同左） １から３まで　（同左） ４　特例申告等訂正事項の登録 前記３(1)（特例申告等）により特例申告等を登録した通関業者等が、特例申告等受理後、関税法基本通達７の２－４（期限内特例申告書の訂正）の規定により、特例申告期限日までに特例申告等を訂正する場合は、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により、特例申告等の訂正事項をシステムに登録する。 なお、登録した訂正事項については、「輸入申告変更」業務（業務コード：ＩＤＥ）による特例申告等の訂正を実施するまでの間、後記(1)（特例申告等訂正事項の登録）により訂正することができる。 ◎ 留意事項

改　正　後

① 特例申告等の訂正は、同一特例申告等について１回のみシステムを使用して行うことが可能であるため、２回目以降の訂正については、後記５(6)（書面による特例申告等の訂正）により訂正を行うこと。

② 特例申告等の訂正は、特例申告等の受理後から次の期間まで実施可能である。訂正可能期間経過後、特例申告期限日までに訂正する場合は、後記５（6）（書面による特例申告等の訂正）の手順による。

・特例申告即納（一括納付対象）の場合及び特例申告即納（一括納付対象）・特例申告納期限延長混在の場合は、特定日まで訂正が可能である。

・特例申告即納（一括納付対象外）の場合、特例申告納期限延長の場合及び特例申告即納（一括納付対象外）・特例申告納期限延長混在の場合は、特例申告期限日まで訂正が可能である。ただし、特例申告期限日を過ぎていなくても、納付後は訂正不可となる。

③ 次の項目については訂正不可又は訂正可能であるが訂正に条件があるので留意すること。訂正不可項目について訂正を必要とする場合は、後記５(6)（書面による特例申告等の訂正）により、訂正を行うこと。

〇：訂正可　×：訂正不可

項目名 （入力画面）	訂正の可否
申告等種別コード （「申告等種別＊」欄）	×（注１）
特例申告あて先官署コード （「特例あて先官署」欄）	×
輸入者コード （「輸入者」欄左）	×
インボイス識別 （「仕入書識別＊」欄）	×（注２）
電子インボイス受付番号 （「電子仕入書受付番号」欄）	×
納期限延長コード （「納期限延長」欄）	×
納付方法識別 （「納付方法」欄）	×（注３）
口座番号 （「口座番号」欄）	×
担保登録番号 （「担保番号」欄）	〇（注４）
内国消費税等減免税コード （「減免税コード」欄）	〇（注５）

改　正　前

① 特例申告等の訂正は、同一特例申告等について最大９回までシステムを使用して行うことが可能であるが、９回を超える訂正については、この章第５節３（輸入申告等の手作業移行）により手作業移行を行うこと。

② 特例申告等の訂正は、特例申告等の受理後から下表の期間まで実施可能である。訂正可能期間経過後、特例申告期限日までに訂正する場合は、後記５（6）（書面による特例申告等の訂正）の手順による。

		訂正可能期間	
		特定日まで	特定日の翌日以降～特例申告期限日まで
即納	一括納付対象	〇（注１）	
	一括納付対象外		〇（注２）
納期限延長	一括納付対象		〇
	一括納付対象外（注３）		〇（注２）

（注１）即納と納期限延長が混在する申告の場合は、即納に一括納付対象となる税科目が含まれていれば、訂正可能期間は特定日までとなる。

（注２）特例申告期限日を過ぎていなくても、納付後は訂正不可となる。

（注３）酒税又はたばこ税の納期限延長申請を併せて行う場合。

③ 次の項目については訂正ができない又は訂正に条件があるので留意すること。訂正ができない項目について訂正を必要とする場合は、この章第５節４（輸入申告等の手作業移行）により手作業移行を行ったうえで、後記５(6)（書面による特例申告等の訂正）により、訂正を行うこと。

〇：訂正可　×：訂正不可

項目名 （入力画面）	訂正の可否
申告等種別コード （「申告等種別＊」欄）	×（注１）
特例申告あて先官署コード （「特例あて先官署」欄）	×
輸入者コード （「輸入者」欄左）	×
インボイス識別 （「仕入書識別＊」欄）	×（注２）
電子インボイス受付番号 （「電子仕入書受付番号」欄）	×
（新規）	
担保登録番号 （「担保番号」欄）	〇（注３）
内国消費税等減免税コード （「減免税コード」欄）	〇（注４）

改　　正　　後	改　　正　　前
（注１）及び（注２）　（省略）	（注１）及び（注２）　（同左）
（注３）特例申告等訂正事項の登録においては、「納付方法」欄を訂正することはできないことから、当該欄の訂正をする場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第３章第１節７(2)（納付方法の変更）により納付方法の変更を行う。なお、納付方法の変更は後記（1）（特例申告等訂正事項の登録）の実施前又は後記５（特例申告等の訂正）の実施後のみ可能である。ただし、納付後は変更不可となる。	（新規）
（注４）１回目の担保登録番号は訂正不可。	（注３）１回目の担保登録番号は訂正不可。
（注５）「Ｑ１５」からその他の値（又はその逆）への訂正は不可。	（注４）「Ｑ１５」からその他の値（又はその逆）への訂正は不可。
（削除）	④ 当初の特例申告等（再訂正の場合は直前の訂正）において配信された納付書がある場合は、当該納付書による関税等の納付を行うことなく廃棄したうえで、特例申告等の訂正を行うこと。
④ 一括特例申告の訂正は、後記８(5)（一括特例申告の訂正）による。	⑤ 一括特例申告の訂正は、後記８(5)（一括特例申告の訂正）による。
⑤ 特例申告即納（一括納付対象外）、かつ、納付方法がリアルタイム口座振替の場合で、訂正により減額するときは、後記（1）（特例申告等訂正事項の登録）の実施前に納付方法を直納又はＭＰＮに変更してから訂正する。なお、納付方法の変更については、前記③（注３）を参照すること。	（新規）
⑥ 特例申告納期限延長、かつ、納付方法がリアルタイム口座振替の場合で、訂正により減額するときは、後記（1）（特例申告等訂正事項の登録）の実施前に納付方法をＭＰＮに変更してから訂正する。なお、納付方法の変更については、前記③（注３）を参照すること。	（新規）
(1)及び(2)　（省略）	(1)及び(2)　（同左）
５　特例申告等の訂正	５　特例申告等の訂正
(1)　（省略）	(1)　（同左）
(2) 特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合 特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は、当該特例申告等の受理前に、前記３(2)（特例申告と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合）による情報がそれぞれ配信される。 この場合においては、税関により納期限延長に関する審査終了がシステムに登録されることにより、当該特例申告等がシステムにより自動起動する。 ◎ 留意事項 酒税又はたばこ税の納期限延長申請については、同一の特例申告等について初めて行われた場合のみ、情報の配信及び税関による審査終了が行われる。	(2) 特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合 特例申告等の訂正と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は、当該特例申告等の受理前に、前記３(2)（特例申告と併せて酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合）による情報がそれぞれ配信される。 この場合においては、税関により納期限延長に関する審査終了がシステムに登録されることにより、当該特例申告等がシステムにより自動起動する。 ◎ 留意事項 特例申告等の訂正により同一の特例申告等について、複数回酒税又はたばこ税の納期限延長申請が行われる場合でも、情報の配信及び税関による審査終了は初回のみ行われる。
(3) 特例申告等の訂正に係る受理及び通知 前記(1)（特例申告等の訂正）により、訂正する特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。ただし、後記ハ（担保関係）の情報については、保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請が受理された場合に限り配信される。	(3) 特例申告等の訂正に係る受理及び通知 前記(1)（特例申告等の訂正）により、訂正する特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。ただし、後記ハ（担保関係）の情報については、保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請が受理された場合に限り配信される。
イ　（省略）	イ　（同左）
ロ　納付書関係 訂正を行った場合における納付書の処理関係については次のとおり。 なお、出力情報に係る配信先については、前記３(3)ロ（納付書関係）を参照すること。	ロ　納付書関係 前記３(3)ロ（納付書関係）に準じた情報が、それぞれ配信される。
(ｲ) 増額の場合 Ａ　特定日までに特例申告及び特例申告期限内訂正を行った場合	

納付方法	訂正後の納付
直納	特定日の翌日に増額後の「一括納付書情報」（出力情報コード：ＡＢＦ７１００）が配信されるため、これにより納付を行う。
ＭＰＮ	特定日の翌日に増額後の「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コード：ＡＢＦ７２０１）が配信されるため、これにより納付を行う。
リアルタイム口座振替	特例申告期限日に当初の特例申告分と併せて期限内訂正に係る増額分の口座引落とし処理が行われる。口座引落とし処理後は「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ５３１１）が配信される。

Ｂ　特定日の翌日以降に特例申告を行い特例申告期限日までに期限内訂正を行った場合又は前記１(1)イ（呼出しによらない方法）の「納付方法」欄に一括納付の対象から除外して個別納付扱いとするコードを入力した場合

納付方法	訂正後の納付

改　　正　　後	改　　正　　前

直納	当初の特例申告時に配信された「納付書情報（直納）」（出力情報コード：ＡＡＦ００１０）及び期限内訂正時に配信された増額分の「納付書情報（直納）」（出力情報コード：ＡＡＦ００１０）により納付を行う。
ＭＰＮ	当初の特例申告時に配信された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）及び期限内訂正時に配信された増額分の「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）により納付を行う。
リアルタイム口座振替	特例申告の都度、口座引落とし処理が行われるため、期限内訂正不可。口座引落とし処理後は「リアルタイム口座振替完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ６１５１）が配信される。 ただし、口座引落とし処理を行った結果、口座残高不足となった場合は期限内訂正可能である。期限内訂正にて増額をする場合、期限内訂正時に口座引落とし処理は行われないため、特例申告分及び期限内訂正分のそれぞれについて「リアルタイム口座引落とし依頼（ＲＯＷ）」業務を実施する。

Ｃ　前記１(1)イ（呼出しによらない方法）の「納付方法」欄にリアルタイム口座振替前に税額等の通知を受けるコードを入力した場合

納付方法	訂正後の納付
リアルタイム口座振替	当初の特例申告時に配信された「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」（出力情報コード：ＡＡＦ００５０）及び期限内訂正時に配信された増額後の「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」（出力情報コード：ＡＡＦ００５０）により納付を行う。

Ｄ　特例申告納期限延長を行った場合

納付方法	訂正後の納付
直納	特定月の翌々月に増額後の「一括納付書情報」（出力情報コード：ＡＢＦ７１００）が配信されるため、これにより納付を行う。
ＭＰＮ	特定月の翌々月に増額後の「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コード：ＡＢＦ７２０１）が配信されるため、これにより納付を行う。
リアルタイム口座振替	納期限日に当初の特例申告分と併せて期限内訂正に係る増額分の口座引落とし処理が行われる。口座引落とし処理後は「リアルタイム口座振替完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ６１５１）及び「納期限延長口座引落とし完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ２０３０）が配信される。

(ﾛ) 減額の場合

Ａ　特定日までに特例申告及び特例申告期限内訂正を行った場合

納付方法	訂正後の納付
直納	特定日の翌日に減額後の「一括納付書情報」（出力情報コード：ＡＢＦ７１００）が配信されるため、これにより納付を行う。
ＭＰＮ	特定日の翌日に減額後の「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コード：ＡＢＦ７２０１）が配信されるため、これにより納付を行う。
リアルタイム口座振替	特例申告期限日に減額後の税額で口座引落とし処理が行われる。口座引落とし処理後は「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ５３１１）が配信される。

Ｂ　特定日の翌日以降に特例申告を行い特例申告期限日までに期限内訂正を行った場合又は前記１(1)イ（呼出しによらない方法）の「納付方法」欄に一括納付の対象から除外して個別納付扱いとするコードを入力した場合

納付方法	訂正後の納付
直納	期限内訂正後にシステムから納付書が配信されないため、減額後の手書きの納付書を作成して納付する。なお、当初の特例申告時に配信された「納付書情報（直納）」（出力情報コード：ＡＡＦ００１０）は廃棄すること。
ＭＰＮ	期限内訂正時に配信された減額後の「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）により納付を行う。なお、当初の特例申告時に配信された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）は廃棄すること。

改　　正　　後	改　　正　　前
<table><tr><td>リアルタイム口座振替</td><td>特例申告の都度、口座引落とし処理が行われるため、期限内訂正不可。口座引落とし処理後は「リアルタイム口座振替完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ６１５１）が配信される。 ただし、口座引落とし処理を行った結果、口座残高不足となった場合は期限内訂正が可能であるが、期限内訂正にて減額をする場合、前記４留意事項⑤のとおり、納付方法を直納又はＭＰＮに変更のうえ減額する必要がある。 納付方法を直納に変更後に訂正を行った場合、期限内訂正後にシステムから納付書が配信されないため、減額後の手書きの納付書を作成して納付する。なお、直納に変更した際に配信された「納付書情報（直納）」（出力情報コード：ＡＡＦ００１０）は廃棄すること。 納付方法をＭＰＮに変更後に訂正を行った場合、期限内訂正時に配信された減額後の「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）により納付を行う。なお、ＭＰＮに変更した際に配信された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）は廃棄すること。</td></tr></table> Ｃ　前記１(1)イ（呼出しによらない方法）の「納付方法」欄にリアルタイム口座振替前に税額等の通知を受けるコードを入力した場合 <table><tr><td>納付方法</td><td>訂正後の納付</td></tr><tr><td>リアルタイム口座振替</td><td>前記４留意事項⑤のとおり、納付方法を直納又はＭＰＮに変更のうえ減額する必要がある。 納付方法変更後の手続きについては、前記Ｂ（特定日の翌日以降に特例申告を行い特例申告期限日までに期限内訂正を行った場合又は前記１(1)イ（呼出しによらない方法）の「納付方法」欄に一括納付の対象から除外して個別納付扱いとするコードを入力した場合）のリアルタイム口座振替を参照。</td></tr></table> Ｄ　特例申告納期限延長を行った場合 <table><tr><td>納付方法</td><td>訂正後の納付</td></tr><tr><td>直納</td><td>特定月の翌々月に減額後の「一括納付書情報」（出力情報コード：ＡＢＦ７１００）が配信されるため、これにより納付を行う。</td></tr><tr><td>ＭＰＮ</td><td>特定月の翌々月に減額後の「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コード：ＡＢＦ７２０１）が配信されるため、これにより納付を行う。</td></tr><tr><td>リアルタイム口座振替</td><td>前記４留意事項⑥のとおり、納付方法をＭＰＮに変更のうえ減額する必要がある。 納付方法をＭＰＮに変更後に訂正を行い、期限内訂正時に配信された減額後の「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）により納付を行う。なお、ＭＰＮに変更した際に税関により交付された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＡＡＦ００２１）は廃棄すること。 また、納付方法をＭＰＮに変更した申告は一括納付の対象から除外され、個別納付扱いとなる。</td></tr></table> (ﾊ) 税額に係る訂正をしない場合 前記３(3)ロ（納付書関係）のとおりとする。 ハ　（省略） ニ　特記事項 訂正にて増額又は減額を行った場合、前記イ（申告控関係）及び前記ロ（納付書関係）に印字される申告番号に対する納税額合計が異なるため留意すること。 （例）特例申告即納（一括納付対象外）で納付方法がＭＰＮの場合 （増額） ・特例申告控 申告番号：１１１２３４５６７０１　税額合計：１０，０００円 ・特例申告期限内訂正控 申告番号：１１１２３４５６７０２　税額合計：１２，０００円 ・特例申告に係る納付番号通知情報	ハ　（同左） （新規）

改　　正　　後	改　　正　　前
申告番号：１１１２３４５６７０１　税額合計：１０，０００円 ・特例申告期限内訂正に係る納付番号通知情報 申告番号：１１１２３４５６７０２　税額合計：２，０００円 （減額） ・特例申告控 申告番号：１１１２３４５６７０１　税額合計：１０，０００円 ・特例申告期限内訂正控 申告番号：１１１２３４５６７０２　税額合計：８，０００円 ・特例申告に係る納付番号通知情報 申告番号：１１１２３４５６７０１　税額合計：１０，０００円 ・特例申告期限内訂正に係る納付番号通知情報 申告番号：１１１２３４５６７０１　税額合計：８，０００円 (4)から(6)まで　（省略） ６から８まで　（省略） 第４節　（省略） 第５節　許可又は承認等情報の登録並びに撤回及び手作業移行手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物について、次の税関手続を書面（以下この節において「輸入申告書等」という。）により行う場合はこの節の定めるところによる。 ・輸入申告（基本通達 67－４－４（Ａｉｒ　Ｗａｙｂｉｌｌ等による輸入（納税）申告）に規定する申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・輸入（引取）申告 ・特例委託輸入（引取）申告 ・蔵入承認申請 ・移入承認申請 ・総保入承認申請 ・展示等申告 ・別送品輸入申告 ・蔵出輸入申告（ＢＰ承認申請を含む。） ・移出輸入申告（保税作業による製品の移出輸入申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・総保出輸入申告（保税作業による製品の総保出輸入申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・輸入マニフェスト通関申告 また、システムを使用した次の税関手続（以下この節において①から⑮までを「輸入申告等」という。）について、撤回又は手作業移行を行う場合も、この節の定めるところによる。 ①から⑲まで　（省略） （注１）及び（注２）　（省略） １及び２　（省略） ３　輸入申告等の手作業移行 (1) 手作業移行事由 システムを使用した輸入申告等、特例申告、修正申告、関税等更正請求又は石油石炭税納税申告について、それぞれ次のいずれかの事由により、システムによって処理をすることができない場合は、手作業に移行することとなる。 イ　（省略） ロ　特例申告 税関において手作業移行が認められた場合。 ハからホまで　（省略） なお、手作業移行をすることができる期間については次のとおりである。	(4)から(6)まで　（同左） ６から８まで　（同左） 第４節　（同左） 第５節　許可又は承認等情報の登録並びに撤回及び手作業移行手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物について、次の税関手続を書面（以下この節において「輸入申告書等」という。）により行う場合はこの節の定めるところによる。 ・輸入申告（基本通達 67－４－４（Ａｉｒ　Ｗａｙｂｉｌｌ等による輸入（納税）申告）に規定する申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・輸入（引取）申告 ・特例委託輸入（引取）申告 ・蔵入承認申請 ・移入承認申請 ・総保入承認申請 ・展示等申告 ・別送品輸入申告 ・蔵出輸入申告（ＢＰ承認申請を含む。） ・移出輸入申告（保税作業による製品の移出輸入申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・総保出輸入申告（保税作業による製品の総保出輸入申告及びＢＰ承認申請を含む。） ・輸入マニフェスト通関申告 また、システムを使用した次の税関手続（以下この節において①から⑮までを「輸入申告等」という。）について、撤回又は手作業移行を行う場合も、この節の定めるところによる。 ①から⑲まで　（同左） （注１）及び（注２）　（同左） １及び２　（同左） ３　輸入申告等の手作業移行 (1) 手作業移行事由 システムを使用した輸入申告等、本船扱い又はふ中扱い承認申請、特例申告、修正申告、関税等更正請求又は石油石炭税納税申告について、それぞれ次のいずれかの事由により、システムによって処理をすることができない場合は、手作業に移行することとなる。 イ　（同左） ロ　特例申告 (ｲ) 期限内特例申告の訂正により、申告欄数が 99 欄を超えることとなった場合。 (ﾛ) 期限内特例申告の訂正により、内国消費税（地方消費税及び特殊関税を含む。）の受入科目が６科目を超えることとなった場合。 (ﾊ) 期限内特例申告の訂正により、申告等番号の枝番が「９」を超える場合。 (ﾆ) その他の理由によりシステム処理することができない場合。 ハからホまで　（同左） なお、手作業移行をすることができる期間については次のとおりである。

改　　正　　後	改　　正　　前
種　　別 ／ 手作業移行可能時期 （省略）	種　　別 ／ 手作業移行可能時期 （同左）
(2)及び(3)　（省略） ４　（省略） 第６節　（省略） 第２章　（省略）	(2)及び(3)　（同左） ４　（同左） 第６節　（同左） 第２章　（同左）